

通 告 書

令和元年11月3日

東京弁護士会会長殿

全国各地における弁護士会員多数に対する懲戒請求についての会長談話

近時、当連合会や弁護士会が一定の意見表明を行ったことについて、全国の21弁護士会に対して、800名を超える者から、その所属弁護士全員を懲戒することを求める旨記載した書面が特定の団体を通じて送付されてきている。これらは、懲戒請求の形をとりながらも、その内容は弁護士会活動に対して反対の意見を表明し、これを批判するものであり、個々の弁護士の非行を問題とするものではない。弁護士懲戒制度は、個々の弁護士の非行につきこれを糾すものであるから、これらを弁護士に対する懲戒請求として取り上げることは相当ではない。私は、本年12月21、22日開催の当連合会理事会において、各弁護士会の会長である当連合会理事にこの旨をお伝えした。各弁護士会においてしかるべく対処されることを期待する。

弁護士懲戒制度は、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする弁護士の信頼性を維持するための重要な制度である。すなわち、弁護士は、その使命に基づき、時として国家機関を相手方として訴えを提起するなどの職務を行わなければならないこともある。このため、弁護士の正当な活動を確保し、市民の基本的人権を守るべく、弁護士会には高度の自治が認められているのであって、当連合会及び弁護士会による弁護士の懲戒権はその根幹をなすものである。

当連合会は、この懲戒権を適正に行使・運用しなければならない責務が存することを改めて確認するとともに、市民の方々には、弁護士懲戒制度の趣旨について更なるご理解をいただくようお願いする。

2017年（平成29年）12月25日

日本弁護士連合会

会長 中本和洋

現状、不真正な懲戒請求書を証拠とした損害賠償請求裁判が数多く提起されており、大変な精神的苦痛を覚えている。懲戒請求書は明らかな証憑であり、不正使用が懸念されるため、上記、会長声明により受理されなかったNo.00189懲戒請求書原本の返却を求める。期限は令和元年11月20日までとし、返却なき場合は法的措置をとることを通告する。

氏 名
住 所

印

お知らせ

現在、各弁護士会には、会長声明により受理されなかった懲戒請求書が保管されています。
今回は、東京弁護士会に、個々の懲戒請求書原本の返却を求めます。
この通告書は、できるだけ早く、署名捺印して、以下の住所に送付してください。

東京弁護士会

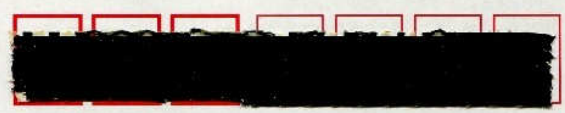
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1-3

NIPPON

180
日本郵便



この線より上は消印を押しますので、何も書いたりはったりしないでください。



お届け先 To

おところ:
Address
[Redacted]

おなまえ:
Name
[Redacted] 様

ご依頼主 From

おところ:
Address 〒174-0042
板橋区東坂下1-20-5
ヤング倉庫気付
うずしお

おなまえ:
Name
[Redacted] 様

SmartLetter
スマートレター

小型特定封筒